

Dispute Resolution Investigations, Compliance & Ethics Tokyo

Client Alert

17 February 2025

本アラートに関する お問い合わせ先



井上朗 パートナー +81 3 6271 9463 <u>akira.inoue@</u> bakermckenzie.com



茨城敏夫 パートナー +81 3 6271 9507 toshio.ibaraki@ bakermckenzie.com



桒原里枝 アソシエイト +81 3 6271 9762 rie.kuwabara@ bakermckenzie.com

米トランプ大統領、FCPA の執行停止に関する 大統領令に署名

1. トランプ政権の動き

2025年2月5日、トランプ政権下で新たに司法長官に起用されたパム・ボンディ氏は、米国司法省(以下、「DOJ」)の全職員向けのメモ(以下、「本メモ」)の中で、海外腐敗行為防止法(以下、「FCPA」)ユニットに対し、カルテル及び国際犯罪組織の犯罪活動を助長する海外贈賄に捜査の重点を移すよう指示した。その5日後の2025年2月10日、ドナルド・トランプ大統領は、司法長官にFCPAの執行を6か月間停止することを指示する大統領令(以下、「FCPA執行停止命令」)に署名した。

FCPA の執行停止期間中、司法長官は、以下の事項を実施する必要がある。

- 司法長官の許可なく、新たな FCPA 事案の捜査及び執行措置を開始しない。
- 現在実施されている FCPA 捜査及び執行措置を見直し、改訂された執行 及び外交方針の優先度に基づいてその状況を判断する。
- 外国市場における米国の競争力を維持するという観点を考慮して、外交問題に対する大統領の裁量を拡大する最新のガイドラインと方針を発表する。

6か月の執行停止期間終了後、司法長官が必要と判断した場合、さらに6か月の審査期間の延長が可能とされている。ガイドライン及び方針の改訂後に開始されるFCPA捜査及び執行措置は、新しいガイドライン等に準拠する必要がある。

以下、本メモ及び FCPA 執行停止命令に関して、今後の FCPA の執行に与える影響とともに、海外ビジネスを展開する企業のコンプライアンス上の留意点について、速報ベースで検討したい。

2. 今後の FCPA の執行の不確実性

外国公務員等への贈賄を犯罪として禁じる FCPA の執行は、2000 年代から、DOJ 及び米国証券取引委員会(以下、「SEC」)の優先的な課題であった。これらの米国当局は延べ約 700 件の FCPA 違反事件を執行し、違反企業に対して重い制裁を課してきた。そのうち 3 分の 1 程度は米国外の企業を対象とし、中には米国との関連性が希薄と言わざるを得ない事案において外国企業が多額の制裁金を課されたケースも含まれている。そのため、米国企業はもちろん、日本企業を含む米国外の多国籍企業にとって、米国 FCPA の適用リスクはコンプライアンス上の最重要課題の 1 つとして認識され、FCPA への対応を通じて、コンプライアンス体制を整備してきた企業も多い。一方で、米国当局の強引とも言える積極的な FCPA の執行や違反企業に対して厳格な贈賄防止のためのコンプライアンス体制の整備を要求する姿勢は、米国内外で一定の批判に晒されてきたのも事実である。

今回のトランプ政権の動きは、あくまでも FCPA の執行方針を変更しようと するものであり、1977 年に米国議会で可決された法律自体を廃止しようとす るものではない。今後発行が予定されている新しいガイドラインや優先事項により、米国外の企業や「(米国と)非友好的な」国で事業を行う企業など特定の企業のリスクが増大する可能性もある。FCPA 執行停止命令は、外交問題に取り組み国家安全保障を実現するための大統領の権限に基づいており、最終的な執行方針(及び中長期的な企業への影響)を予測することが困難な状況にある。

また、本メモ及び FCPA 執行停止命令の内容は、一貫性を欠き矛盾する部分を含む一方、トランプ政権から提供される追加の情報は非常に限られている。司法長官が、FCPA の執行に関する DOJ のガイドラインをどのように改訂し、訴追のための限られたリソースをどのように振り分けるか、今後の動向に注目する必要がある。さらに、当事務所のクライアント・アラートで過去に紹介した DOJ の企業取締指針(Corporate Enforcement Policy) 1や公益通報報奨金パイロットプログラム2は、今後の政策変更で報奨金の一部が廃止又は削減される可能性もあり、企業にとって FCPA 違反行為の DOJ に対する自主申告の意義が大きく変わることも考えられる。また、SEC による FCPA の会計条項に基づく執行にも影響を与える可能性がある。

そのため、今後の FCPA の執行にどのような影響があるのか、非常に不確実な状況にある。

3. 企業のコンプライアンスに与える影響

上記のとおり不透明な状況が生じているが、以下の理由から、企業として は、コンプライアンスに向けた努力の手を緩めることはできないと考えられ る。

- 現在、世界のどの国でも贈収賄行為は違法であり、近年では多くの国が 贈収賄に対する取締りを強化している。この傾向はドイツ、ブラジル、 南アフリカ、そして中国などでも見られる。これらの外国当局による執 行は、トランプ政権の活動の影響を直接的に受けることはなく、場合に よっては、関税その他の地政学的政策に関する米国の措置に対する対抗 措置の一環として、米国企業に対する執行がより積極的になる可能性さ えある。また、日本企業の場合には、最近処罰範囲を拡充し罰則を強化 する改正がなされた不正競争防止法の外国公務員贈賄罪の適用リスクも 忘れることはできない。
- 本メモも FCPA 執行停止命令も、FCPA の会計条項に基づく SEC の民事 執行については何ら言及していない。SEC は最終的に DOJ と協調する姿 勢をとるかもしれないが、この点は依然として不明確であり、SEC は FCPA 事案の民事調査及び執行の権限を制限されていない。報道による と、新たに任命された SEC 委員は、SEC 職員に文書提出命令等 (subpoena) を発行するために委員会の承認を得ることを義務付けるこ とで、FCPA 関連の調査に関する権限の行使を強化しようとしている。こ のような権限の変更は、必ずしも SEC の執行件数が減少することを意味 するものではなく、むしろ SEC は、職員が訴追する事件の種類をコント ロールするために、調査プロセスの早い段階で監督を強化することを目 的としているとも考えられる。

米トランプ大統領、FCPA の執行一時停止に関する大統領令に署名 | 17 February 2025

https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20230227_ClientAlert_Antitrust_Competition2_J.pdf
https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20241015_ClientAlert_Dispute_Resolution_ICE_J.pdf

- 企業の主要な利害関係者のコンプライアンス意識は近年高まっており、 贈収賄を含む不正行為の嫌疑に対して徹底的な社内調査を実施すること を企業に対して期待する。社外取締役としてはそのような嫌疑に目をつ ぶることは許されず、企業の財務諸表への潜在的な影響を評価するた め、贈収賄関連の嫌疑があればそれを確認する必要があることに変わり はない。また、贈収賄関連の嫌疑に関連する株主による訴訟リスクは常 に存在している。そのため、贈収賄を含む不正行為の嫌疑が発覚した場 合、弁護士依頼者秘匿特権の下、適切かつ徹底した社内調査を実施し て、将来的な訴訟や当局による執行措置に備える必要があることに変わ りはない。
- コンプライアンス・プログラムは、贈収賄に関連するリスク以外にも、経済制裁、データ・プライバシー、環境規制、マネー・ロンダリングなど、海外でビジネスを展開する多国籍企業が直面する様々な重大な法的リスクを探知して防止するために整備されるものである。例えば、第三者に対するデューデリジェンス・プログラムは、経済制裁の対象となる業者と契約するリスクを低減する。このように企業のコンプライアンス・プログラムを通じて実施される統制は、企業の様々なコンプライアンスリスクを事前に防止し、企業の財務会計の健全性にも資するものである。
- 目先の FCPA の執行の動向にかかわらず、最近の研究には、倫理・コンプライアンス・プログラムが企業にとって有益であることを示すものがある。例えば、消費者はコンプライアンス・プログラムが充実している企業の製品を割高で購入することを望んでおり、これはコンプライアンスが単に企業の責任を軽減する以上の機能を果たしていることを示している。同様に、贈収賄は短期的な利益をもたらす可能性がある一方で、法令や社内規則を遵守する行動に反する長期的な企業文化を醸成する可能性があることを指摘する研究もある。
- FCPA の捜査や司法取引に関する DOJ のプレスリリースの数は少なくなったとはいえ、特に今日のソーシャルメディアが普及している状況では、贈収賄問題に対するメディアの注目によって企業が風評被害を被る可能性は依然として高い。今回の FCPA 執行の不確実性を受けて、コンプライアンス・プログラムやその予算編成に消極的な変更を加える企業は、企業倫理に反する行為(利益相反その他の形態の不正行為)が容認されるようになったという誤ったメッセージを従業員に伝えてしまうリスクがある。
- トランプ政権は、一時的な優先事項の変更と説明している。FCPA 執行停止命令は、優先事項に関するガイダンスが出るまでの 180 日間、DOJによる FCPA の執行を一時停止するものである。仮にトランプ政権が 4年間の任期全体を通じて執行命令を延長したとしても、次期政権が執行の優先事項を撤回又は変更する可能性もある。FCPA の時効は 5 年であるため、現在の行為が次期政権でも捜査・訴追されるリスクは否定できない。

4. 企業に求められる冷静な対応

企業としては、現在の不確実な状況に惑わされず、以下の点に留意して冷静に対応することが求められる。

• コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス倫理文化の構築及び定着には何年も要するため、トランプ政権下での不確実な状況を受

け、コンプライアンス実務や社内リソースの変更を行う場合、慎重を期 す必要がある。

- 従業員のみならず、取締役及びその他利害関係者は、FCPA 執行に関する 潜在的な変化がビジネスにどのような影響をもたらすか疑問を抱くこと が想定される。このような場合に備え、企業は、研修やその他の適切な メッセージを通じて、コンプライアンスへの継続的なコミットメントを 従業員に伝達することを検討すべきである。
- 贈収賄や汚職に関する嫌疑に対しては、会計監査人を含む主要な利害関係者の期待に確実に応えられるよう、適切に調査し、是正する必要がある。引き続き企業の業績に悪影響を与える汚職、詐欺、利益相反取引に関するリスク管理に役立つ内部統制体制を維持する必要がある。
- FCPAへの対応を中心に設計されてきた企業のコンプライアンス体制は、 贈収賄以外の、経済制裁、データプライバシー、環境規制、マネー・ロンダリングに関連するリスクなど、多岐にわたる重要な法的及び規制上のリスクを検出し、是正する上で有益である点を忘れてはならない。例えば、第三者デューデリジェンスの実施は、依然として、法務、財務、レピュテーション、ビジネス上のリスクを特定し、管理するための重要なプロセスと考えられるため、その変更には贈収賄以外のリスクも考慮して総合的な観点から実施することが重要である。

以上